

○浅麓環境施設組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則

平成5年3月23日

規則第1号

改正 平成9年5月20日規則第1号

平成17年3月14日規則第1号

令和元年9月10日規則第3号

浅麓環境施設組合一般廃棄物の処理に関する施行規則（昭和45年浅麓環境施設組合規則第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、浅麓環境施設組合一般廃棄物の処理に関する条例（以下「条例」という。）第19条の規定にもとづき条例の施行について必要な事項を規定する。

（収集運搬計画の周知）

第2条 組織市町長は、組合長より通知された一般廃棄物の処理計画により、一般廃棄物の収集運搬計画を住民に周知しなければならない。

（占有者の協力）

第3条 占有者は、次の各号について協力しなければならない。

（1）便槽等から汚水が漏れないこと。

（2）便槽等の容量は1カ月以上貯留できるものとする。

（3）収集車両より便槽等までの距離は35メートル以内、高さ10メートル以内、低さ5メートル以内となるように配慮し、収集、運搬が容易であるように努めること。

（収集運搬業の許可申請）

第4条 条例第8条に定める許可申請は様式第1号により、許可を受けようとする60日前に申請しなければならない。

（収集運搬業者の数及び収集、運搬能力基準）

第5条 条例第8条に規定する収集運搬業者数及び1日当り最大収集、運搬量は次の基準による。

小諸市	1業者	58台
-----	-----	-----

軽井沢町	〃	33台
------	---	-----

御代田町	〃	13台
------	---	-----

佐久市	〃	7台
-----	---	----

（1台1,800リットル換算とする。）

（許可証）

第6条 組合長の交付する許可証は様式第2号により、申請書を受理した日から30日以内に交付するものとする。

（変更の許可等）

第7条 収集運搬業者がその事業を変更又は廃止しようとするときは、様式第3号若しくは、様式第4号によるものとする。

（収集運搬業の許可の基準）

第8条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第5項第3号の規定によるほか、次の各号に定める基準によるものとする。

（1） 運搬車の容量計は、18リットル目盛りとし容量が鮮明に見える構造であること。

（2） 運搬車のホースの長さは、常に40メートル以上とすること。

（手数料の算定）

第9条 条例第15条に規定する手数料の算定は、収集運搬量108リットル未満であるものは108リットルとみなし、18リットル未満の端数が生じたものは18リットルとみなし料金の算定を行うものとする。

（特別料金）

第10条 条例第15条第4項に規定する組合長が特に必要と認めた場合とは、高峰地籍及び清水地籍の収集運搬をいい、この地域の手数料は組合長が別に定めた額とする。

（収集の拒否等）

第11条 収集運搬業者は、組合長の許可なくして収集を拒否し、又は意識的に遅滞してはならない。

（報告）

第12条 収集運搬業者は、様式第5号により作業日報を遅滞なく組合長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年5月20日規則第1号）

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則（平成17年3月14日規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月10日規則第3号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

<p>一般廃棄物収集運搬業許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>浅麓環境施設組合長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印 〔法人にあつては名称〕 及び代表者の氏名〕</p> <p>浅麓環境施設組合一般廃棄物の処理に関する条例第8条により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
収 集 運 搬 地 域	
一般廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥、家庭雑排水汚泥
事務所の所在地	電話番号 ( )
事業の用に供する施設の種類及び数量	別紙
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所の面積及び保管できる量	別紙
※ 事務処理欄	

1 添付書類及び図面

- (1) 事業の用に供する施設の平面図、当該施設の付近の見取図（事務所、車庫、洗車場）
- (2) 収集運搬車両明細書  
申請者が所有権を有しない場合は、使用する権限を有することを証する書類
- (3) 役職員及び従業員名簿
- (4) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- (5) 申請者が法人である場合には、定款又は登記簿謄本とする。ただし、申請者が個人である場合には、その住民票の写し。
- (6) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類とする。ただし、申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (7) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

2 許可の更新を申請する場合は、上記書類及び図面のうち(2)(3)(5)(6)以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。

許可番号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所

氏 名

〔法人にあつては名称〕  
〔及び代表者の氏名〕

浅麓環境施設組合一般廃棄物の処理に関する条例第8条第1項の許可を受けた者であることを証する。

浅麓環境施設組合長

印

許可の年月日                      年    月    日

許可の有効期限                    年    月    日

- 1 事業の範囲
  
- 2 許可の条件
  
- 3 許可の更新・変更の状況

様式第3号（第7条関係）

<p>一般廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>浅麓環境施設組合長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 印 〔法人にあつては名称〕 〔及び代表者の氏名〕</p> <p>浅麓環境施設組合一般廃棄物の処理に関する条例第9条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、次のとおり申請します。</p>	
許可の年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
※ 事 務 処 理 欄	

様式第4号（第7条関係）

<p>一般廃棄物収集運搬業 <sup>廃止</sup> 届出書 <sub>変更</sub></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>浅麓環境施設組合長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者 住 所 氏 名 印 (法人にあつては名称) (及び代表者の氏名)</p> <p>年 月 日付け第 号で許可を受けた一般廃棄物収集運搬業 に係る以下の事項について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">廃止</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">変更</span> したいので、浅麓環境施設組合一般廃棄物の処 理に関する条例第9条第2項の規定により、届け出ます。</p>		
	新	旧
廃止した事業又は 変更した事項の内 容		
廃止・変更の理由		

※ 収集運搬車両の廃止・変更は別紙収集運搬車両変更・廃車届出書を添付すること。  
役職員及び従業員の変更については、別紙役職員及び従業員変更届出書を添付する  
こと。

様式第5号（第12条関係）

作 業 日 報

報告者

受付

搬入日		年	月	日	曜日	車両番号	種別	乗務員		
処理番号	登録番号	氏名等	住所	数量 リットル	手数料 円	領収	イ 積替	ロ 収集車両番号	ハ 収集日	搬入台数
1						未・済				
2						未・済				
3						未・済				
4						未・済				
5						未・済				
6						未・済				
7						未・済				
8						未・済				
9						未・済				
10						未・済				
11						未・済				
12						未・済				
13						未・済				
14						未・済				
15						未・済				
(日計) 収集件数		収集量	リットル	手数料	円	搬入台数	台	処理手数料	円	

注) 積替え等により車両、搬入日と収集日等が異なる時はイ、ロ、ハ欄に記入する。